

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税率表の解釈に関する通則</p> <p>（省 略）</p>	<p>関税率表の解釈に関する通則</p> <p>（同 左）</p>
<p>（X）この通則の適用上、「小売用のセットにした物品」とは、次の物品をいう。</p> <p>（省 略）</p> <p>通則3（b）を適用して所属が決定されるセットの実例には、次の物品がある。</p> <p>（1）パンの中に牛肉が入ったサンドイッチ（チーズが入っているかいないかを問わない。）（16.02）とポテトチップス（フレンチフライ）（20.04）を一緒に包装したセット：16.02項に所属</p> <p>スパゲティ料理を調製する際に共に使用するためのセットで、生スパゲティの包み（19.02）、すりおろしチーズの袋（04.06）及びトマトソースの小さな缶（21.03）から構成されており、紙箱に収められたもの：19.02項に所属</p> <p>ただし、この通則は、各種の物品を選んで共に包装したもので、例えば、次の物品から成るものには適用しない。</p> <p>シュリンプの缶詰（16.05）、レバーパテの缶詰（16.02）、チーズの缶詰（04.06）、薄切りベーコンの缶詰（16.02）及びカクテルソーセージの缶詰（16.01）</p> <p>22.08項の蒸留酒の瓶詰及び22.04項のぶどう酒の瓶詰</p> <p>上記2つの組合せの例及び類似の物品の組合せの場合、各々の物品が属する項に別々に属する。</p> <p><u>このことは、例えば、ガラス瓶に詰めた可溶性コーヒー（21.01）、陶磁製のカップ（69.12）及び陶磁製の受皿（69.12）をともに板紙製の箱に入れて小売用にしたものにも同様に適用される。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>（X）この通則の適用上、「小売用のセットにした物品」とは、次の物品をいう。</p> <p>（同 左）</p> <p>通則3（b）を適用して所属が決定されるセットの実例には、次の物品がある。</p> <p>（1）パンの中に牛肉が入ったサンドイッチ（チーズが入っているかいないかを問わない。）（16.02）とポテトチップス（フレンチフライ）（20.04）を一緒に包装したセット：16.02項に所属</p> <p>スパゲティ料理を調製する際に共に使用するためのセットで、生スパゲティの包み（19.02）、すりおろしチーズの袋（04.06）及びトマトソースの小さな缶（21.03）から構成されており、紙箱に収められたもの：19.02項に所属</p> <p>ただし、この通則は、各種の物品を選んで共に包装したもので、例えば、次の物品から成るものには適用しない。</p> <p>シュリンプの缶詰（16.05）、レバーパテの缶詰（16.02）、チーズの缶詰（04.06）、薄切りベーコンの缶詰（16.02）及びカクテルソーセージの缶詰（16.01）</p> <p>22.08項の蒸留酒の瓶詰及び22.04項のぶどう酒の瓶詰</p> <p>上記2つの組合せの例及び類似の物品の組合せの場合、各々の物品が属する項に別々に属する。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 13 類</p> <p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p>	<p>第 13 類</p> <p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省 略）</p> <p>13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>除外される調製品の例としては、次の物品がある。</p> <p>(i) 及び (ii) (省 略)</p> <p>(iii) 医薬用調製品（あるものは「チンキ」ともよばれる。）これらの調製品は植物性エキスと他の物品との混合物から成る（例えば、とうがらしエキス、テレビン油、しょう脳及びサリチル酸メチルの混合物又はあへんチンキ、アニス油、しょう脳及び安息香酸の混合物から成る調製品） (30.03 又は 30.04)</p> <p>(iv) (省 略)</p> <p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p> <p>13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>（同 左）</p> <p>除外される調製品の例としては、次の物品がある。</p> <p>(i) 及び (ii) (同 左)</p> <p>(iii) 医薬用調製品（あるものは「チンキ」ともよばれる。）これらの調製品は植物性エキスと他の物品（例えば、とうがらしエキス、テレビン油、しょう脳及びサリチル酸メチルとの混合物又はあへんチンキ、アニス油、しょう脳及び安息香酸との混合物から成る調製品）との混合物から成る (30.03 又は 30.04)</p> <p>(iv) (同 左)</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品</p> <p>（省 略）</p> <p>24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 喫煙用たばこ（たばこ代用品を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）：例えば、パイプ用又は紙巻たばこ用の製造たばこ</p> <p>(2) ~ (7) (省 略)</p>	<p>第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品</p> <p>（同 左）</p> <p>24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 喫煙用たばこ（たばこ代用品を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）：例えば、パイプ用又は紙巻たばこ用の製造たばこ</p> <p>(2) ~ (7) (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																		
（省 略）	（同 左）																																																		
<p>第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>（省 略）</p> <p>第 1 節 元 素</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>（同 左）</p> <p>第 1 節 元 素</p> <p>（同 左）</p>																																																		
<p>元素の分類一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">元素名</th> <th>元素 記号</th> <th>原子 記号</th> <th>税表分類</th> </tr> <tr> <th>和名</th> <th>英名</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（省 略）</td> </tr> <tr> <td>プラセオジム</td> <td>Praseodymium</td> <td>Pr</td> <td>59</td> <td>希土類金属 (28. 05)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（省 略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（省 略）</p>	元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類	和名	英名				（省 略）					プラセオジム	Praseodymium	Pr	59	希土類金属 (28. 05)	（省 略）					<p>元素の分類一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">元素名</th> <th>元素 記号</th> <th>原子 記号</th> <th>税表分類</th> </tr> <tr> <th>和名</th> <th>英名</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（同 左）</td> </tr> <tr> <td>プラセオジウム</td> <td>Praseodymium</td> <td>Pr</td> <td>59</td> <td>希土類金属 (28. 05)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（同 左）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（同 左）</p>	元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類	和名	英名				（同 左）					プラセオジウム	Praseodymium	Pr	59	希土類金属 (28. 05)	（同 左）				
元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類																																															
和名	英名																																																		
（省 略）																																																			
プラセオジム	Praseodymium	Pr	59	希土類金属 (28. 05)																																															
（省 略）																																																			
元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類																																															
和名	英名																																																		
（同 左）																																																			
プラセオジウム	Praseodymium	Pr	59	希土類金属 (28. 05)																																															
（同 左）																																																			
<p>28.05 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム 及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかない かを問わない。）並びに水銀</p> <p>（省 略）</p> <p>（C）希土類金属並びにスカンジウム及びイットリウム (これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)</p> <p>希土類金属 (rare earth metals) (「希土 (rare earth)」というのは、一 般にその酸化物を指す。) 又はランタニド (lanthanons) は原子番号 (*) 57</p>	<p>28.05 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム 及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかない かを問わない。）並びに水銀</p> <p>（同 左）</p> <p>（C）希土類金属並びにスカンジウム及びイットリウム (これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)</p> <p>希土類金属 (rare earth metals) (「希土 (rare earth)」というのは、一 般にその酸化物を指す。) 又はランタニド (lanthanons) は原子番号 (*) 57</p>																																																		

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
から 71 までの元素の総称である。			から 71 までの元素の総称である。		
セリウム族 (Cerium group)	テルビウム族 (Terbium group)	エルビウム族 (Erbium group)	セリウム族 (Cerium group)	テルビウム族 (Terbium group)	エルビウム族 (Erbium group)
57 ランタン 58 セリウム 59 <u>プラセオジム</u> 60 ネオジム 62 サマリウム	(省 略)	(省 略)	57 ランタン 58 セリウム 59 <u>プラセオジウム</u> 60 ネオジム 62 サマリウム	(同 左)	(同 左)
(省 略)			(同 左)		
28.44 放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物			28.44 放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物		
(省 略)			(同 左)		
（Ⅲ）放射性の元素及び同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物			（Ⅲ）放射性の元素及び同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物		
(省 略)			(同 左)		
しかし、核分裂連鎖反応を開始するために、原子炉に導入するようにした組立て済みの中性子源は、原子炉の部分品と見なし、 <u>84.01 項</u> に属する。			しかし、核分裂連鎖反応を開始するために、原子炉に導入するようにした組立て済みの中性子源は、原子炉の部分品と見なし、 <u>84.41 項</u> に属する。		
(省 略)			(同 左)		
第 29 類 有 機 化 学 品			第 29 類 有 機 化 学 品		
(省 略)			(同 左)		
29.05 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、			29.05 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、		

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) (A) 飽和一価アルコール (1) ~ (6) (省 略) (7) ドデカン-1-オール (ラウリルアルコール)、ヘキサデカン-1-オール (セチルアルコール) 及びオクタデカン-1-オール (ステアリルアルコール) <u>この項には、脂肪性アルコール (アルコール含有量が乾燥状態における全重量の 90%未満のものに限る。) を含まない (38. 23)。</u> (省 略)	ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (同 左) (A) 飽和一価アルコール (1) ~ (6) (同 左) (7) ドデカン-1-オール (ラウリルアルコール)、ヘキサデカン-1-オール (セチルアルコール) 及びオクタデカン-1-オール (ステアリルアルコール) <u>この項には、脂肪性アルコール (アルコール含有量が乾燥状態における全重量の 90%未満のものに限る。) を含まない (38. 23)。</u> (同 左)
29.18 カルボン酸 (他の酸素官能基を有するものに限る。) 並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) (A) アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体 (省 略) 主なアルコール酸には、次の物品がある。 (1) (省 略) (2) 酒石酸 ($\text{HOOCCH(OH)CH(OH)COOH}$) : 無色透明の結晶で染色、写真、ベーキングパウダーの製造、ぶどう酒醸造及び医薬に使用する。 酒石酸の塩には、次の物品を含む。 (a) ~ (d) (省 略) (e) 酒石酸カリウムアンチモン (吐酒石)、酒石酸カリウムナトリウム (セニエット塩) 及び酒石酸鉄カリウム 酒石酸のエステルには、次の物品を含む。	29.18 カルボン酸 (他の酸素官能基を有するものに限る。) 並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (同 左) (A) アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体 (同 左) 主なアルコール酸には、次の物品がある。 (1) (同 左) (2) 酒石酸 ($\text{HOOCCH(OH)CH(OH)COOH}$) : 無色透明の結晶で染色、写真、ベーキングパウダーの製造、ぶどう酒醸造及び医薬に使用する。 酒石酸の塩には、次の物品を含む。 (a) ~ (d) (同 左) (e) 酒石酸カリウムアンチモン (吐酒石)、酒石酸カリウムナトリウム (セニエット塩) 及び酒石酸鉄カリウム 酒石酸のエステルには、次の物品を含む。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（i）酒石酸エチル （ii）酒石酸ブチル （iii）酒石酸ペンチル</p> <p>（3）くえん酸：かんきつ類果汁中に遊離状態で存在するほか、ぶどう糖又は砂糖をある種のシトロマイシスにより発酵させることによっても得られる。大きな無色透明のプリズム状結晶又は白色、無臭の結晶性粉末で、飲料製造、繊維工業、ぶどう酒醸造、医薬、くえん酸塩製造等に使用する。</p> <p>くえん酸の塩には、次の物品を含む。</p> <p>（a）～（c）（省 略）</p> <p>（d）くえん酸鉄：写真用に使用する。</p> <p><u>くえん酸の主なエステルには、次の物品がある。</u></p> <p>（i）くえん酸トリエチル （ii）くえん酸トリブチル</p> <p>（省 略）</p>	<p>（i）酒石酸エチル （ii）酒石酸ブチル （iii）酒石酸ペンチル</p> <p>（3）くえん酸：かんきつ類果汁中に遊離状態で存在するほか、ぶどう糖又は砂糖をある種のシトロマイシスにより発酵させることによっても得られる。大きな無色透明のプリズム状結晶又は白色、無臭の結晶性粉末で、飲料製造、繊維工業、ぶどう酒醸造、医薬、くえん酸塩製造等に使用する。</p> <p>くえん酸の塩には、次の物品を含む。</p> <p>（a）～（c）（同 左）</p> <p>（d）くえん酸鉄：写真用に使用する。</p> <p><u>くえん酸の主なエステルには、次の物品がある。</u></p> <p>（i）くえん酸トリエチル （ii）くえん酸トリブチル</p> <p>（同 左）</p>
<p>29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>（省 略）</p> <p>この項のエステルには、次の物品を含む。</p> <p>（A）～（D）（省 略）</p> <p>（E）けい酸エステル及びその塩（けい酸テトラエチル等）</p> <p><u>この項には、酸官能金属水酸化物のアルコラート及びエステル（例えば、チタニウムテトラ-<i>n</i>-ブトキシド（別名テトラブチルチタネート））を含まない（29.05）。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>（同 左）</p> <p>この項のエステルには、次の物品を含む。</p> <p>（A）～（D）（同 左）</p> <p>（E）けい酸エステル及びその塩（けい酸テトラエチル等）</p> <p><u>この項には、酸官能金属水酸化物のアルコラート及びエステル（例えば、チタニウムテトラ-<i>n</i>-ブトキシド（別名テトラブチルチタネート））を含まない（29.05）。</u></p> <p>（同 左）</p>
<p>29.27 ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物</p> <p>（省 略）</p>	<p>29.27 ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(A) ジアゾ化合物</u></p> <p>このグループの物品には、次のものを含む。</p> <p>(1) <u>ジアゾニウム塩</u>：ジアゾニウム塩は一般式 $RN_2^+X^-$（ここで、Rは有機基及びX⁻は陰イオン）で表される化合物である。例えば、次の物品がある。</p> <p>(a) 塩化ベンゼンジアゾニウム (b) テトラフルオロほう酸ベンゼンジアゾニウム この項には、ジアゾニウム塩を含む（安定化しているかいないかを問わない。）。</p> <p>この項には、アゾ染料を製造するため、例えば、硫酸ナトリウムのような中性塩の添加により、標準的な濃度に希釈したジアゾニウム塩を含む。</p> <p>(2) 一般式 RN_2 で表される化合物（ここで、Rは有機基である。）：例えば、次の物品がある。</p> <p>(a) ジアゾメタン (b) ジアゾ酢酸エチル</p> <p>(3) 一般式 $R^1-N=N-N-(R^2)R^3$ で表される化合物（ここで、R¹及びR²は有機基であり、R³は有機基又は水素原子である。）：例えば、次の物品がある。</p> <p>(a) ジアゾアミノベンゼン（ここで $R^1=R^2$） (b) N-メチルジアゾアミノベンゼン（ここで $R^1=R^2$） (c) 3, 3-ジフェニル-1-パラ-トリルトリアゼン（ここで $R^1=R^2$）</p> <p><u>(B) アゾ化合物</u></p> <p>これらは $R^1-N=N-R^2$ 基（ここで、R¹及びR²はその炭素原子の1個が直接その窒素原子の1個と結合する有機基である。）を有する化合物であり、例えば、次の物品がある。</p> <p>(1) アゾベンゼン（ここで $R^1=R^2$） (2) アゾトルエン（ここで $R^1=R^2$） (3) アゾナフタレン（ここで $R^1=R^2$） (4) 2, 2'-ジメチル-2, 2'-アゾジプロピオニトリル（ここで $R^1=R^2$） (5) アミノアゾベンゼンスルホン酸 (6) パラーアミノアゾベンゼン</p>	<p><u>(A) ジアゾ化合物</u></p> <p>このグループの物品には、次のものを含む。</p> <p>(1) <u>ジアゾニウム塩</u>：ジアゾニウム塩は一般式 $RN_2^+X^-$（ここで、Rは有機基及びX⁻は陰イオン）で表される化合物である。例えば、次の物品がある。</p> <p>(a) 塩化ベンゼンジアゾニウム (b) テトラフルオロほう酸ベンゼンジアゾニウム この項には、ジアゾニウム塩を含む（安定化しているかいないかを問わない。）。</p> <p>この項には、アゾ染料を製造するため、例えば、硫酸ナトリウムのような中性塩の添加により、標準的な濃度に希釈したジアゾニウム塩を含む。</p> <p>(2) 一般式 RN_2 で表される化合物（ここで、Rは有機基である。）：例えば、次の物品がある。</p> <p>(a) ジアゾメタン (b) ジアゾ酢酸エチル</p> <p>(3) 一般式 $R^1-N=N-N-(R^2)R^3$ で表される化合物（ここで、R¹及びR²は有機基であり、R³は有機基又は水素原子である。）：例えば、次の物品がある。</p> <p>(a) ジアゾアミノベンゼン (b) N-メチルジアゾアミノベンゼン（ここで $R^1=R^2$） (c) 3, 3-ジフェニル-1-パラ-トリルトリアゼン</p> <p><u>(B) アゾ化合物</u></p> <p>これらは $R_1-N=N-R_2$ 基（ここで、R₁及びR₂はその炭素原子の1個が直接その窒素原子の1個と結合する有機基である。）を有する化合物であり、例えば、次の物品がある。</p> <p>(1) アゾベンゼン (2) アゾトルエン (3) アゾナフタレン (4) 2, 2'-ジメチル-2, 2'-アゾジプロピオニトリル (5) アミノアゾベンゼンスルホン酸 (6) パラーアミノアゾベンゼン</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前							
<p>R^1 及び R^2 基そのものが、さらに $-N=N-$ 基を有していることがある（ビスマスアゾ化合物、トリスアゾ化合物等）。</p>						<p>R^1 及び R^2 基そのものが、さらに $-N=N-$ 基を有していることがある（ビスマスアゾ化合物、トリスアゾ化合物等）。</p>							
<p>（C）アゾキシ化合物</p>						<p>（C）アゾキシ化合物</p>							
<p>（省 略）</p>						<p>（同 左）</p>							
<p>29.42 その他の有機化合物</p>						<p>29.42 その他の有機化合物</p>							
<p>この項には、化学的に单一の有機化合物で、他の項に該当しないものを分類する。</p>						<p>この項には、化学的に单一の有機化合物で、他の項に該当しないものを分類する。</p>							
<p>（1）ケテン：これらのものはカルボニル基（C=O）を有する点でケトンに類似するが、カルボニル基が隣接する炭素原子と二重結合で結合しているものである（例えば、ケテン、ジフェニルケテン）。</p>						<p>（1）ケテン：これらのものはカルボニル基（C=O）を有する点でケトンに類似するが、カルボニル基が隣接する炭素原子と二重結合で結合しているものである（例えば、ケテン、ジフェニルケテン）。</p>							
<p>ただし、この項には、29.32 項のラクトンであるジケテンを含まない。</p>						<p>ただし、この項には、29.32 項のラクトンであるジケテンを含まない。</p>							
<p>（削 除）</p>						<p>（2）アセト亜砒酸銅（Schweinfurt green）</p>							
<p>（2）三ふっ化ほう素と酢酸、ジエチルエーテル又はフェノールとの錯化合物</p>						<p>（3）三ふっ化ほう素と酢酸、ジエチルエーテル又はフェノールとの錯化合物</p>							
<p>（3）ジチモールニよう化物</p>						<p>（4）ジチモールニよう化物</p>							
<p>（削 除）</p>						<p>（5）グルコン酸アンチモニルナトリウム及びスチボグルコン酸ナトリウム （三価又は五価のアンチモン）</p>							
<p>（削 除）</p>						<p>（6）メタクリル酸塩化第二クロム</p>							
<p>（省 略）</p>						<p>（同 左）</p>							
<p>関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式</p>													
項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式			項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
				（省 略）								（同 左）	
総説	(G)	<u>(4)</u>		カルボン酸のハロゲン化物（塩化イソブチリル：29.15）	(省 略)			総説	(G)	<u>(3)</u>		カルボン酸のハロゲン化物（塩化イソブチリル：29.15）	(同 左)
29.12	<u>(B)</u>	<u>(4)</u>		バニリン	(省 略)			29.12	<u>(C)</u>	<u>(1)</u>		バニリン	(同 左)
	(C)			アルデヒドの環式重					(D)			アルデヒドの環式重	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
合体					合体				
(省 略)					(同 左)				
29.14	(A)	<u>(I)</u>	ケトン	(省 略)	29.14	(A)	ケトン	(同 左)	
(削 除)					(II)				
(8) ジアセチル					(8) ジアセチル				
(9) アセチルアセトン					(9) アセチルアセトン				
(10) アセトニルアセトン					(10) アセトニルアセトン				
(II) (1) しょう脳					(新 規)				
(省 略)					(同 左)				
29.22	(B)	<u>(b)</u>	ジアニシジン	(省 略)	29.22	(B)	<u>(b)</u>	ジアニシジン	(同 左)
(省 略)					(同 左)				
(省 略)					(同 左)				
第 30 類 医療用品					第 30 類 医療用品				
(省 略)					(同 左)				
30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたもの）を含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）					30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたもの）を含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）				
(省 略)					(同 左)				
上記（a）又は（b）の要件を満たしている限り、次の物品もこの項に含む。					上記（a）又は（b）の要件を満たしている限り、次の物品もこの項に含む。				
(1) 及び (2) (省 略)					(1) 及び (2) (同 左)				
(3) 医療用硫酸カルシウムから成るような、折れた骨の空洞に注入され、自然に吸収され、骨の組織に置き換えられる移植用骨片代用品（bone graft substitute）；これらの物品は、新しい骨が成長するにつれて吸収される結晶性の基質を供給する。					(3) 医療用硫酸カルシウムから成るような、折れた骨の空洞に注入され、自然に吸収され、骨の組織に置き換えられる移植用骨片代用品（bone graft substitute）；これらの物品は、新しい骨が成長するにつれて吸収される結晶性の基質を供給する。				
しかし、この項には、通常硬化剤（curing agent）及び活性化剤を含					しかし、この項には、通常硬化剤（curing agent）及び活性化剤を含有し、				

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>有し、例えば、歯科用インプラントを残存する骨に取り付けるために使用される接骨用セメントを含まない（30.06 項）。</p> <p>（省 略）</p>	<p>例えば、歯科用インプラントを残存する骨に取り付けるために使用される接骨用セメントを含まない（30.06 項）。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 33 類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p>（省 略）</p> <p>総 説</p> <p>（省 略）</p> <p>33.03 項から 33.07 項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む（この類の<u>注 3</u>参照）。</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 33 類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p>（同 左）</p> <p>総 説</p> <p>（同 左）</p> <p>33.03 項から 33.07 項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む（この類の<u>注 2</u>参照）。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 35 類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠（こう）着剤及び酵素</p> <p>（省 略）</p> <p>35.06 人造ろう及び調製ろう</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（A）（省 略）</p> <p>（B）調製膠（こう）着剤その他の調製接着剤で、この表においてより特殊な限定をした項に属しないもの。例えば、</p> <p>（1）<u>グルテングルー</u>（Vienna glues）：通常部分発酵により可溶性に</p>	<p>第 35 類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠（こう）着剤及び酵素</p> <p>（同 左）</p> <p>35.06 人造ろう及び調製ろう</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（A）（同 左）</p> <p>（B）調製膠（こう）着剤その他の調製接着剤で、この表においてより特殊な限定をした項に属しないもの。例えば、</p> <p>（1）<u>グルテングルー</u>（Vienna glues）：通常部分発酵により可溶性に</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>したグルテンから得たもので、一般にフレーク状又は粉状で、淡黄色からかっ色のものがある。</p> <p>（2）～（5）（省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>したグルテンから得たもので、一般にフレーク状又は粉状で、淡黄色からかっ色のものがある。</p> <p>（2）～（5）（同 左）</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 38 類 各種の化学工業生産品</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 38 類 各種の化学工業生産品</p> <p>（同 左）</p>
<p>38.24 鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（省 略）</p> <p>（B）化学品及び化学又はその他の調製品</p> <p>この項には、三つの例外（下記（7）、（19）及び<u>（32）</u>参照）を除き、化学的に単一の元素及び化合物を含まない。</p> <p>（省 略）</p>	<p>38.24 鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（同 左）</p> <p>（B）化学品及び化学又はその他の調製品</p> <p>この項には、三つの例外（下記（7）、（19）及び<u>（31）</u>参照）を除き、化学的に単一の元素及び化合物を含まない。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 39 類 プラスチック及びその製品</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 39 類 プラスチック及びその製品</p> <p>（同 左）</p>
<p>39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）</p> <p>（省 略）</p>	<p>39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) アミノ樹脂</p> <p>これらは、アミン又はアミドとアルデヒド（ホルムアルデヒド、フルフラール等）との縮合によって得られる。最も重要なものは、尿素樹脂（例えば、尿素一ホルムアルデヒド）、チオ尿素樹脂（例えば、チオ尿素一ホルムアルデヒド）、メラミン樹脂（例えば、メラミン一ホルムアルデヒド）及びアニリン樹脂（例えば、アニリン一ホルムアルデヒド）である。</p> <p>これらの樹脂は、透明、半透明又は明るい色で着色したプラスチック製品の製造に使用し、またテーブル、装飾製品及び電気用物品の成型に多く使用する。溶解しているもの及びディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）（油、脂肪酸、アルコール又はその他の合成重合体で変性させてあるかないかを問わない。）の状態で、膠（こう）着剤又は紡織用繊維の仕上げ剤等として使用される（膠（こう）着剤の分類については、この類の総説の除外規定（b）を参照）。</p> <p>ポリ（メチレンフェニルイソシアート）（しばしば粗MD I、ポリメリックMD I 又はポリ（ジフェニルメタン）ジイソシアートと呼ばれる。）は、不透明、暗褐色から透明、明褐色の液体で、<u>（メチレンフェニルアミン）オリゴマーの混合物</u>を形成するためのアニリンとホルムアルデヒドの反応に続き、ホスゲンと反応させ、<u>遊離イソシアート官能基</u>を形成するための加熱により合成される。この生成物は、アニリンとホルムアルデヒドの化学的に変性したポリマー（化学的に変性したアミノ樹脂の一つ）である。これは、<u>ピュアMD I 及びMD I オリゴマーの混合物</u>を含む。化学構造式については、下記を参照すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>Monomers MDI</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>Oligomers MDI (n = 1 to 6)</p> </div> </div>	<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) アミノ樹脂</p> <p>これらは、アミン又はアミドとアルデヒド（ホルムアルデヒド、フルフラール等）との縮合によって得られる。最も重要なものは、尿素樹脂（例えば、尿素一ホルムアルデヒド）、チオ尿素樹脂（例えば、チオ尿素一ホルムアルデヒド）、メラミン樹脂（例えば、メラミン一ホルムアルデヒド）及びアニリン樹脂（例えば、アニリン一ホルムアルデヒド）である。</p> <p>これらの樹脂は、透明、半透明又は明るい色で着色したプラスチック製品の製造に使用し、またテーブル、装飾製品及び電気用物品の成型に多く使用する。溶解しているもの及びディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）（油、脂肪酸、アルコール又はその他の合成重合体で変性させてあるかないかを問わない。）の状態で、膠（こう）着剤又は紡織用繊維の仕上げ剤等として使用される（膠（こう）着剤の分類については、この類の総説の除外規定（b）を参照）。</p> <p>ポリ（メチレンフェニルイソシアート）（しばしば粗MD I 又はポリメリックMD I と呼ばれる。）は、不透明、暗褐色から透明、明褐色の液体で、<u>ポリ（メチレンフェニルアミン）</u>を形成するためのアニリンとホルムアルデヒドの反応に続き、ホスゲンと反応させ、<u>一対のイソシアート官能基</u>を形成するための加熱により合成される。この生成物は、アニリンとホルムアルデヒドの化学的に変性したポリマー（化学的に変性したアミノ樹脂の一つ）である。<u>結果として生じるポリマーの単量体ユニットの平均数は4から5であり、ポリウレタンの製造において用いられる重要なプレポリマーである。</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ポリアミン樹脂（例えば、ポリエチレンアミン）は、アミノ樹脂といえず、この類の注 3 の規定に該当する場合、39.11 項に属する。</p> <p>（2）及び（3）（省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>ポリアミン樹脂（例えば、ポリエチレンアミン）は、アミノ樹脂といえず、この類の注 3 の規定に該当する場合、39.11 項に属する。</p> <p>（2）及び（3）（同 左）</p> <p>（同 左）</p>
<p>39.23 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品</p> <p>（省 略）</p> <p>（a）箱、ケース、クレート、袋（sacks 及び bags）（円すい状のもの及びごみ袋を含む。）、たる、かん、瓶及びフラスコ等の容器 この項には、次の物品を含む。</p> <p>（i）ある種の食料品の包装用又は運搬用に供する容器の性格を有する とっ手のないコップ（cups）（食卓用品又は化粧用品としての二次的な用途を有するか有しないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p>	<p>39.23 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品</p> <p>（同 左）</p> <p>（a）箱、ケース、クレート、袋（sacks 及び bags）（円すい状のもの及びごみ袋を含む。）、たる、かん、瓶及びフラスコ等の容器 この項には、次の物品を含む。</p> <p>（i）ある種の食料品の包装用又は運搬用に供する容器の性格を有する とっ手のないコップ（cups）（食卓用品又は化粧用品としての二次的な用途を有するか有しないかを問わない。）</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 43 類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品</p> <p>（省 略）</p> <p>43.02 なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第 43.03 項のものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>毛皮のコート又はジャケットを作るための胴部は、この項に含む。これらは、通常毛皮の三つの組み合わせの部分から構成される。その一つは、長くて曲がった底辺を持った二等辺台形（カットして背部を作るもの）であり、</p>	<p>第 43 類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品</p> <p>（同 左）</p> <p>43.02 なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第 43.03 項のものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>毛皮のコート又はジャケットを作るための胴部は、この項に含む。これらは、通常毛皮の三つの組み合わせの部分から構成される。その一つは、長くて曲がった底辺を持った二等辺台形（カットして背部を作るもの）であり、</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
他の二つは長方形（カットして <u>前面</u> と袖を作るもの）である。 (省 略)	他の二つは長方形（カットして <u>全面</u> と袖を作るもの）である。 (同 左)
第 44 類 木材及びその製品並びに木炭 (省 略)	第 44 類 木材及びその製品並びに木炭 (同 左)
号の解説 ある種の熱帯産木材の名称 この類の号注 2 並びに第 44.03 項、第 44.07 項、第 44.08 項及び第 44.12 項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) <u>(ATIBT)</u> が提案した標準名にしたがって定められている。この標準名は、主要な生産国又は消費国で採用されている一般名に基づくものである。 この類の解説の末尾には、関連する標準名が、それに対応する学名及び俗称とともに掲載されている。 (省 略)	号の解説 ある種の熱帯産木材の名称 この類の号注 2 並びに第 44.03 項、第 44.07 項、第 44.08 項及び第 44.12 項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) <u>(ATBIBT)</u> が提案した標準名にしたがって定められている。この標準名は、主要な生産国又は消費国で採用されている一般名に基づくものである。 この類の解説の末尾には、関連する標準名が、それに対応する学名及び俗称とともに掲載されている。 (同 左)
44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） (省 略)	44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） (同 左)
この項には、あらゆる種類の家屋等の建築に使用される木製の加工品（寄せ木し又は象眼した木材のものを含む。）で、組み立てたもの又は組み立ててないが明らかにこの用途に使用されると認められるもの（例えば、ほぞ、ほぞ穴、ありほぞその他これらに類する組み立て用のほぞを備えたもの）を含む（ちょうつがい、錠等のような金属製の取付具の有無を問わない。） この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44 類注 3 参照）。 ジョイナリ（joinery）とは、より特定的に、建築物の附属物（戸、窓、シャッター、階段、戸の枠又は窓枠のようなもの）をいう。一方カーペントリイ（carpentry）とは、建築構造用に又は一時的な足場若しくはアーチの支持	この項には、あらゆる種類の家屋等の建築に使用される木製の加工品（寄せ木し又は象眼した木材のものを含む。）で、組み立てたもの又は組み立ててないが明らかにこの用途に使用されると認められるもの（例えば、ほぞ、ほぞ穴、ありほぞその他これらに類する組み立て用のほぞを備えたもの）を含む（ちょうつがい、錠等のような金属製の取付具の有無を問わない。） ジョイナリ（joinery）とは、より特定的に、建築物の附属物（戸、窓、シャッター、階段、戸の枠又は窓枠のようなもの）をいう。一方カーペントリイ（carpentry）とは、建築構造用に又は一時的な足場若しくはアーチの支持

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ヤッター、階段、戸の枠又は窓枠のようなもの）をいう。一方カーペントリィ（carpentry）とは、建築構造用に又は一時的な足場若しくはアーチの支持物等に使用される木製の加工品（はり、たる木、つかのようなもの）をいい、組み立てたコンクリート型枠を含む。ただし、合板のパネルは、たとえ表面がコンクリート打込み用に処理されたものであっても、44.12 項に属する。</p> <p>カーペントリィ（carpentry）には、木材の層を同一の木目の方向に多数重ね合わせ接着成形した構造用集成材の製品（glulam）を含む。この場合、曲面部では積層面が荷重方向に直角になるように配置される。したがって、まっすぐな集成材のはりでは積層面は水平となっている。</p> <p>（省 略）</p>	<p>物等に使用される木製の加工品（はり、たる木、つかのようなもの）をいい、組み立てたコンクリート型枠を含む。ただし、合板のパネルは、たとえ表面がコンクリート打込み用に処理されたものであっても、44.12 項に属する。カーペントリィ（carpentry）には、木材の層を同一の木目の方向に多数重ね合わせ接着成形した構造用集成材の製品（glulam）を含む。この場合、曲面部では積層面が荷重方向に直角になるように配置される。したがって、まっすぐな集成材のはりでは積層面は水平となっている。）</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 11 部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 11 部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>（同 左）</p>
<p>号注</p> <p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>（a）～（g）（省 略）</p> <p>（h）織物との関連で「なせんしたもの」とは、織った後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。</p> <p><u>（a）から（h）までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</u></p> <p><u>（d）から（h）までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>号注</p> <p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>（a）～（g）（同 左）</p> <p>（h）織物との関連で「なせんしたもの」とは、織った後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。</p> <p><u>（a）から（h）までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</u></p> <p><u>（d）から（h）までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</u></p> <p>（同 左）</p>
<p>第 69 類 陶 磁 製 品</p>	<p>第 69 類 陶 磁 製 品</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省 略）</p> <p>69.07 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する製品（うわぐすりを施したものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、通常、舗装用品、壁用又は炉用に供される<u>陶磁製の敷石及びタイル（角形タイルを含む。）</u>で、うわぐすりを施してないものを含む（うわぐすりを施したものは 69.08 項の解説参照）。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項は、上記のほか次の物品を含む。</p> <p>（1）上張り用、舗装用等の仕上げに使用される縁取り、上辺装飾、裾装飾、フリーズ、角、隅等のタイル</p> <p>（2）使用前に割って使うようになっているダブルタイル</p> <p>（3）テラコッタ製のクラッディング部材：建築業において屋外又は屋内のクラッディングに使用されるものであり、様々な寸法のものがあり、それらの構造は規格化されていて、それらは、例えば金具により、主要構造物の壁に固定された垂直又は水平の金属形材に取り付けられる。</p> <p>（4）モザイクキューブ（紙その他のもので裏張りしてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p> <p>69.07 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、通常、舗装用品、壁用又は炉用に供される<u>陶磁性の敷石及びタイル（角形タイルを含む。）</u>で、うわぐすりを施してないものを含む（うわぐすりを施したものは 69.08 項の解説参照）。</p> <p>（同 左）</p> <p>この項は、上記のほか次の物品を含む。</p> <p>（1）上張り用、舗装用等の仕上げに使用される縁取り、上辺装飾、裾装飾、フリーズ、角、隅等のタイル</p> <p>（2）使用前に割って使うようになっているダブルタイル</p> <p>（新 規）</p> <p>（3）モザイクキューブ（紙その他のもので裏張りしてあるかないかを問わない。）</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 73 類 鉄 鋼 製 品</p> <p>（省 略）</p> <p>73.17 鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第 83.05 項の</p>	<p>第 73 類 鉄 鋼 製 品</p> <p>（同 左）</p> <p>73.17 鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第 83.05 項の</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ものを除く。) その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) くぎ、びょう、またくぎ（83.05 項のものを除く。) その他これらに類する物品で通常、次の方法で製造されるもの</p> <p>(1) ~ (5)（省 略）</p> <p>(6) 鋳造</p> <p>これらの方針により得られる主な物品には次のものがある。</p> <p>大工等により使用される横断面が一定の丸くぎ、鋳型工用のくぎ、ガラス屋用のくぎ、靴屋用のくぎ、またくぎ（絶縁してあるかないかを問わない。）で両端が<u>とがっており</u>、電線、額縁、柵（さく）用等に使用されるもの、その他のステープル（ストリップ状でないもの）、尖（せん）端を有するねじくぎ（よじった軸のもので頭部に溝を有しないもの）、びょう及び小さいくぎ（くつ屋、家具装飾屋等で使用されるもの）、頑丈な靴の靴底に打ちつける頭の大きなびょうくぎ、写真、鏡、柵（さく）用等のくぎ、動物のてい鉄用のねじの切ってないくぎ、動物用のねじの切ってないてい鉄のすべり止め用のくぎ、小形の三角くぎ（通常、ブリキ板製のもので、窓ガラスを取り付けるのに使用される。）、家具装飾屋の飾りくぎ、鉄道のまくら木のマーキング用の飾りくぎ</p> <p>（省 略）</p>	<p>ものを除く。) その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) くぎ、びょう、またくぎ（83.05 項のものを除く。) その他これらに類する物品で通常、次の方法で製造されるもの</p> <p>(1) ~ (5)（同 左）</p> <p>(6) 鋳造</p> <p>これらの方針により得られる主な物品には次のものがある。</p> <p>大工等により使用される横断面が一定の丸くぎ、鋳型工用のくぎ、ガラス屋用のくぎ、靴屋用のくぎ、またくぎ（絶縁してあるかないかを問わない。）で両端が<u>とがってとがったおり</u>、電線、額縁、柵（さく）用等に使用されるもの、その他のステープル（ストリップ状でないもの）、尖（せん）端を有するねじくぎ（よじった軸のもので頭部に溝を有しないもの）、びょう及び小さいくぎ（くつ屋、家具装飾屋等で使用されるもの）、頑丈な靴の靴底に打ちつける頭の大きなびょうくぎ、写真、鏡、柵（さく）用等のくぎ、動物のてい鉄用のねじの切ってないくぎ、動物用のねじの切ってないてい鉄のすべり止め用のくぎ、小形の三角くぎ（通常、ブリキ板製のもので、窓ガラスを取り付けるのに使用される。）、家具装飾屋の飾りくぎ、鉄道のまくら木のマーキング用の飾りくぎ</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 82 類</p> <p>卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>（省 略）</p> <p>82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの</p>	<p>第 82 類</p> <p>卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>（同 左）</p> <p>82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省 略）</p> <p>（H）金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの これらには、次の物品を含む。</p> <p>（1）及び（2）（省 略）</p> <p>（3）<u>グラインディングホイール</u>（手回し式又は足踏み式のもので、木製その他の材料製のフレーム付きのもの）：機械駆動式のグラインディングホイールは、84 類又は 85 類に、また、フレームに取り付けないで単独に提示される砥（と）石その他これに類するものは 68.04 項に属する。</p> <p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p> <p>（H）金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの これらには、次の物品を含む。</p> <p>（1）及び（2）（同 左）</p> <p>（3）<u>グラインディングホイール</u>（手回し式又は足踏み式のもので、木製その他の材料製のフレーム付きのもの）：機械駆動式のグラインディングホイールは、84 類又は 85 類に、また、フレームに取り付けないで単独に提示される砥（と）石その他これに類するものは 68.04 項に属する。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>（省 略）</p> <p>84.19 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第 85.14 項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次に記載する広範囲の型式の機器を含む。</p> <p>（I）加熱器又は冷却器</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>（同 左）</p> <p>84.19 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第 85.14 項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次に記載する広範囲の型式の機器を含む。</p> <p>（I）加熱器又は冷却器</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(II) 蒸留用又は精留用の機器</p> <p>陶磁製のもの (69.09) 及びガラス製のもの (70.17 又は 70.20) を除き、このグループには、物質（液体又は固体）の蒸留用に設計されたすべての機器を含む。</p> <p>(A) 簡単な蒸留装置</p> <p>これは、蒸留する液体を気化するレトルト又は蒸留器本体、それから出た蒸気を凝縮する冷却装置及び留出液を貯める容器から成る。これらは、間接的に使用する（例えば、直接に又は内蔵するコイルにより加熱する<u>回分式蒸留器</u>）か又は連続的に使用する（蒸留器本体には連続的に液体を供給し、通常蒸気管又は蒸気コイルにより加熱する。）よう設計されている。連続式蒸留器は直列に直結されていて、最初の蒸留器が直接に又は蒸気により間接的に加熱され、一方他の蒸留器は蒸留液を供給されて、前の蒸留器からの蒸留蒸気により加熱される。</p> <p>(B) 分留用又は精留用の機器</p> <p>（省 略）</p> <p>蒸留用機器等の主たる部分品は、一般に金属（例えば、ステンレス、銅又はニッケル）製であるが、これらがガラス又は耐火性物質により裏張りされている場合もある。減圧下又は高圧下での蒸留用機器は真空ポンプ又は圧縮機を有することもある。</p> <p><u>回分式蒸留器</u>は、主に精油、リキュール等の調製に使用する。連続式蒸留器（单一蒸留又は分別蒸留）は種々の産業（例えば、工業用アルコール、脂肪酸、液体空気、合成燃料又は化学製品の蒸留、原油の精製及び木材、石炭、貞岩、亜炭又はコールタールの乾留）に使用する。</p> <p>このグループには、使用済核燃料用又は放射性廃棄物処理用の分離機（分留法によるものに限る。）も含む。</p> <p>（省 略）</p>	<p>(II) 蒸留用又は精留用の機器</p> <p>陶磁製のもの (69.09) 及びガラス製のもの (70.17 又は 70.20) を除き、このグループには、物質（液体又は固体）の蒸留用に設計されたすべての機器を含む。</p> <p>(A) 簡単な蒸留装置</p> <p>これは、蒸留する液体を気化するレトルト又は蒸留器本体、それから出た蒸気を凝縮する冷却装置及び留出液を貯める容器から成る。これらは、間接的に使用する（例えば、直接に又は内蔵するコイルにより加熱する<u>回文式蒸留器</u>）か又は連続的に使用する（蒸留器本体には連続的に液体を供給し、通常蒸気管又は蒸気コイルにより加熱する。）よう設計されている。連続式蒸留器は直列に直結されていて、最初の蒸留器が直接に又は蒸気により間接的に加熱され、一方他の蒸留器は蒸留液を供給されて、前の蒸留器からの蒸留蒸気により加熱される。</p> <p>(B) 分留用又は精留用の機器</p> <p>（同 左）</p> <p>蒸留用機器等の主たる部分品は、一般に金属（例えば、ステンレス、銅又はニッケル）製であるが、これらがガラス又は耐火性物質により裏張りされている場合もある。減圧下又は高圧下での蒸留用機器は真空ポンプ又は圧縮機を有することもある。<u>回文式蒸留器</u>は、主に精油、リキュール等の調製に使用する。連続式蒸留器（单一蒸留又は分別蒸留）は種々の産業（例えば、工業用アルコール、脂肪酸、液体空気、合成燃料又は化学製品の蒸留、原油の精製及び木材、石炭、貞岩、亜炭又はコールタールの乾留）に使用する。</p> <p>このグループには、使用済核燃料用又は放射性廃棄物処理用の分離機（分留法によるものに限る。）も含む。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 85 類</p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 85 類</p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p>
85.02 発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバ	85.02 発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバ

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ーター</p> <p>—発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）</p> <p>8502. 11—出力が 75 キロボルトアンペア以下のもの</p> <p>8502. 12—出力が 75 キロボルトアンペアを超え 375 キロボルトアンペア以下のもの</p> <p>8502. 13—出力が 375 キロボルトアンペアを超えるもの</p> <p>8502. 20—発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。） —発電機（その他の原動機と<u>セットにしたもの</u>に限る。）</p> <p>8502. 31—風力式のもの</p> <p>8502. 39—その他のもの</p> <p>8502. 40—ロータリーコンバーター</p> <p>（省 略）</p>	<p>ーター</p> <p>—発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）</p> <p>8502. 11—出力が 75 キロボルトアンペア以下のもの</p> <p>8502. 12—出力が 75 キロボルトアンペアを超え 375 キロボルトアンペア以下のもの</p> <p>8502. 13—出力が 375 キロボルトアンペアを超えるもの</p> <p>8502. 20—発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。） —発電機（その他の原動機と<u>セットしたもの</u>に限る。）</p> <p>8502. 31—風力式のもの</p> <p>8502. 39—その他のもの</p> <p>8502. 40—ロータリーコンバーター</p> <p>（同 左）</p>
<p>85. 41 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子</p> <p>（省 略）</p> <p>(A) ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス これらには、次の物品を含む。 (I) (省 略) (II) トランジスター：これは三つ又は四つの端子を有するデバイスで電流の増幅、発振、周波数変換及びスイッチングを行うことができる。トランジスターは、第 3 の端子に電界を加えて他の二つの端子間の抵抗を変化させることにより作動する。付加する制御信号又は電界は、抵抗の変化により生ずる作動より弱いので増幅作用となる。 トランジスターには、次の物品を含む。 (1) (省 略) (2) 電界効果トランジスター：金属酸化物半導体（MOS）型とも呼ばれており、接合を有するものと有しないものとがあり、いずれも二つの端子の間で電荷のキャリアを消滅させるか又は増強させることにより作用</p>	<p>85. 41 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子</p> <p>（同 左）</p> <p>(A) ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス これらには、次の物品を含む。 (I) (同 左) (II) トランジスター：これは三つ又は四つの端子を有するデバイスで電流の増幅、発振、周波数変換及びスイッチングを行うことができる。トランジスターは、第 3 の端子に電界を加えて他の二つの端子間の抵抗を変化させることにより作動する。付加する制御信号又は電界は、抵抗の変化により生ずる作動より弱いので増幅作用となる。 トランジスターには、次の物品を含む。 (1) (同 左) (2) 電界効果トランジスター：金属酸化物半導体（MOS）型とも呼ばれており、接合を有するものと有しないものとがあり、いずれも二つの端子の間で電荷のキャリアを消滅させるか又は増強させることにより作用</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>用させる。電界効果型トランジスターにおいては電荷のキャリアの 1 種類だけによってトランジスタ作用を行う（このためユニポーラ型と呼ばれる）。<u>寄生ダイオードは、MOS 型トランジスタ（MOSFET）の中に形成されるものであり、誘導負荷スイッチングの間、還流ダイオードとして作用する。</u>4 個の端子を有する <u>MOSFET</u> は、四極素子と呼ばれる。</p> <p><u>(3) 絶縁ゲートバイポーラトランジスター（IGBT）：一つのゲート端子及び二つの負荷端子（エミッタ及びコレクタ）の三つの端子から成るデバイスである。ゲート端子及びエミッタ端子の間に適当な電圧をかけることにより、一方向の電流を制御する（つまり、オンにしたりオフにしたりする）ことができる。複数の IGBT チップが、IGBT デバイスを保護しトランジスターとして機能し続けることを可能にする複数のダイオードとともに、単一のパッケージに組み込まれたもの（パッケージ化した IGBT デバイス）もある。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>させる。電界効果型トランジスターにおいては電荷のキャリアの 1 種類だけによってトランジスタ作用を行う（このためユニポーラ型と呼ばれる）。4 個の端子を有する <u>MOS 型トランジスタ</u> は、四極素子と呼ばれる。</p> <p>（新 規）</p>
<p>第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（省 略）</p> <p>90.18 医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）</p> <p>（省 略）</p> <p>（I）人間の医療用の機器 (A) 及び (B) （省 略） (C) 眼科用機器：これには各種のグループがある。 (1) 及び (2) （省 略） (3) 視能矯正用又は視力検査用の機器：弱視矯正鏡、検影器（retinoscopes）、検眼鏡（skiascopes）、斜視計（strabometers）、角膜計（keratometers）、角膜鏡（keratoscopes）、瞳孔間の距離の測定</p>	<p>第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p> <p>90.18 医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）</p> <p>（同 左）</p> <p>（I）人間の医療用の機器 (A) 及び (B) （同 左） (C) 眼科用機器：これには各種のグループがある。 (1) 及び (2) （同 左） (3) 視能矯正用又は視力検査用の機器：弱視矯正鏡、検影器（retinoscopes）、検眼鏡（skiascopes）、斜視計（strabometers）、角膜計（keratometers）、角膜鏡（keratoscopes）、瞳孔間の距離の測定</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>器、検眼用の特別なフレームに取り付けるように作ったレンズセットのケース、検眼用のフレーム（検眼用レンズを納めたもの）、検眼用スケール及び視力表。ただし、色盲検査に使用する紙製、板紙製又はプラスチック製の検眼用スケール及び視力表は属しない（49 類）。</p> <p>この項には、また、電気加熱式の眼用圧迫包帯及び眼から金属の小片を取り去るための電磁石も含む。</p> <p>（省 略）</p>	<p>器、検眼用の特別なフレームに取り付けるように作ったレンズセットのケース、検眼用のフレーム（検眼用レンズを納めたもの）、検眼用<u>ケース</u>及び視力表。ただし、色盲検査に使用する紙製、板紙製又はプラスチック製の検眼用<u>スケール</u>及び視力表は属しない（49 類）。</p> <p>この項には、また、電気加熱式の眼用圧迫包帯及び眼から金属の小片を取り去るための電磁石も含む。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 94 類</p> <p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 94 類</p> <p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>（同 左）</p>
<p>94.03 その他の家具及びその部分品</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の家具を含む。</p> <p>(1) 個人住宅、ホテル等において使用する家具</p> <p>キャビネット、リネンチェスト、ブレッドチェスト、ログチェスト、 重ねだんす類、台座、植物置き台、鏡台、一脚テーブル、洋服だんす、 リネン戸棚、ホールスタンド、傘立て、サイドボード、食器戸棚、食物貯蔵庫、そで机、寝台類（ワードローブベッド、キャンプベッド、折畳み式寝台及び小児用寝台を含む。）、裁縫台、足を載せるように設計したスツール及び足載せ台（揺りいす式のものであるかを問わない。）、火よけのつい立て、通風スクリーン、脚付き灰皿、楽譜用キヤビネット、楽譜台、楽譜用机、格子で囲った赤ん坊の遊び場及び配膳車（加熱板を取り付けてあるかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p>	<p>94.03 その他の家具及びその部分品</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の家具を含む。</p> <p>(1) 個人住宅、ホテル等において使用する家具</p> <p>キャビネット、リネンチェスト、ブレッドチェスト、ログチェスト、 重ねだんす類、台座、植物置き台、鏡台、一脚テーブル、洋服だんす、 リネン戸棚、ホールスタンド、傘立て、サイドボード、食器戸棚、食物貯蔵庫、そで机、寝台類（ワードローブベッド、キャンプベッド、折畳み式寝台及び小児用寝台を含む。）、裁縫台、<u>足台</u>、火よけのつい立て、通風スクリーン、脚付き灰皿、楽譜用キヤビネット、楽譜台、楽譜用机、格子で囲った赤ん坊の遊び場及び配膳車（加熱板を取り付けてあるかを問わない。）</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 (省 略)</p> <p>95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車<u>その他</u>これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル (省 略)</p>	<p>第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 (同 左)</p> <p>95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車<u>及び</u>これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル (同 左)</p>